

群調発第158号  
令和3年7月29日

各 会 員 様

群馬土地家屋調査士会  
会長 萩原 澄 之



### 業務に関する事務連絡 (R3-No.3)

平素から当会の会務運営にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、定期的に前橋地方法務局（本局）と当会業務部において土地家屋調査士業務に関する事務打合せ会議を行っており、その中で法務局から次のことについて要請がありましたのでご連絡いたします。

#### <登記に関する照会について>

以前からお願いしていますが、法務局への登記に関する相談については、資格者本人が行っていただきたい。電話による相談や、直接相談に来る場合が多い。

資格者ならば判ることではないかと思われる事案を補助者が相談に来るそうです。  
まずは書籍・先例・通達などを調べた上で、自身の意見をもって法務局へ照会して下さい。

登記照会票による照会の徹底をお願いします。

※今後、業務に関する事務連絡等は、本会ホームページ「会員ページ」内の「業務関係」へ掲載いたしますので閲覧願います。